

公益財団法人プラザ・コム解散に伴う、残余財産(宝塚福祉コミュニティプラザ内
土地・建物等)の贈与を受けることについて(報告)

1 概 要

市と宝塚市社会福祉協議会(以下「社協」という。)及び認定特定非営利活動法人こむの事業所(以下「こむの事業所」という。)は、公益財団法人プラザ・コム(岡本光一代表理事)(以下「財団」という。)が運営する宝塚福祉コミュニティプラザ(売布東の町)の土地・建物等について、現所有者である財団の解散に伴う残余財産として、贈与を受けることとなった。市は、社協、こむの事業所とともに、財団の目的「市民参加型の福祉コミュニティの形成及び発展に寄与すること」(財団定款第 3 条)を引き継ぎ、残余財産の活用と維持管理に努め、協力して目的の達成に向けて取り組んでいく。

2 経 緯

財団は構成員の高齢化等により、今後の事業継続について検討された結果、令和 7 年(2025 年)3 月末に解散することとなり、「すべての人にとって暮らしやすいまちや社会を、市民の力によってつくる」という財団の理念を引き継ぐ者として、残余財産となる宝塚福祉コミュニティプラザの土地・建物等の帰属先を市、社協及びこむの事業所とし、贈与したいとの申入れがあった。この申入れを受け、財団を含む 4 者間で協議を進めた結果、残余財産の帰属先を市、社協、こむの事業所とすることが決定した。なお、これまで実施されていた事業は従来と変わらず、帰属先の 3 者が実施していく予定。

3 主な残余財産の概要、解散後の所有者(予定)

区 分	面 積	所有者 現状→財団解散後
土地 (市道等除くすべて)	17,077.87 m ²	財団→市
建物	床面積	所有者 現状→財団解散後
ぷらざこむ 1 宝塚ボランティアプラザ zukavo 財団	2,949.15 m ²	財団→社協
プレミア宝塚 市立老人福祉センター・市立大型児童センター	3,146.02 m ²	市→市(償還免除)※
こむの事業所 こむの事業所(就労継続支援 A 型事業所)	1,674.39 m ²	財団→こむの事業所

※プレミア宝塚は、平成 14 年(2002 年)に財団が建設し、同年に、建設費用を譲渡代金として売買契約により市が取得した。市は 38 年間の割賦償還をしているが、令和 7 年度(2025 年度)から令和 21 年度(2039 年度)まで 15 回分の割賦金総額 638,665,594 円の償還は免除とされることで了承を得ている。

4 財団解散及び残余財産引き渡しの時期

財団は令和 7 年(2025 年)3 月末の解散後、清算法人に移行し、残余財産の確定を行った後、同年 9 月を目途に、各帰属先に対して引き渡しが行われる予定。

(次頁に続く)

5 建物敷地の取り扱い

帰属先3者が財団の理念を承継し、これに基づき事業を行うことについて、財団を含む4者間で協定書及び合意書を締結することとしている。このうち合意書(案)では、残余財産に関する基本的な考え方を取り決め、社協及びこむの事業所が所有することとなる建物の敷地は、市が各法人に対して無償貸与することを定めている。

6 予 算

今後新たに必要となる植栽等管理費用について、令和7年度補正予算による対応を予定している。

7 (参考)福祉コミュニティプラザ内各施設の現況

・ぷらざこむ1

社協の事業として、「宝塚ボランティアプラザ zukavo」が運営され、ボランティア活動の支援を行っている。また、財団の事業として、ボランティアの活動場所のための会議室等、また市民の活動場所のためのスペース等を提供している。

・フレミラ宝塚

市立老人福祉センターと市立大型児童センターの複合施設であり、高齢者と子どもの活動と居場所、世代間交流の場、相談の場となっている。大型児童センターは市内の児童館の統括的役割を担い、老人福祉センターは、高齢者向けの講座や同好会活動が行われている。

・こむの事業所

就労継続支援事業A型を実施。障害者や社会的に仕事を得ることが難しい人の「就労の場」を提供し、社会参加を後押しする活動を行っている。加えて、自立生活訓練等、一時的な居住支援事業も実施している。

・ぷらざこむ2

耐震性不足のため建物施設は使用されておらず、財団により解体済み。駐車場として整備予定。

8 (参考)財団設立の経緯等

別紙のとおり

(参考)公益財団法人プラザ・コムについて

1 設立

平成 11 年(1999 年)11 月 22 日(平成 22 年(2010 年)11 月 1 日公益財団法人化)

2 設立者

岡本光一氏、岡本明美氏

3 設立目的

福祉活動に携わっている団体、ボランティア団体等に対して活動場所の提供を行い、市民参加型の福祉コミュニティの形成及び発展に寄与する。(同財団法人定款第 3 条)

4 設立経緯等

設立者は、阪神・淡路大震災でのボランティア活動の経験から、ボランティア活動と福祉コミュニティの重要性を感じ、平成 11 年(1999 年)11 月に財団法人を設立、平成 14 年(2002 年)2 月に宝塚福祉コミュニティプラザ(売布東の町)をオープンされた。

5 宝塚福祉コミュニティ・プラザ(売布東の町)の概要

	面 積	所有者	備 考
土地	17,077.87 m ²	(公財)プラザ・コム	

建物	面積	所有者	備 考
ぷらざこむ1	2,949.15 m ²	(公財)プラザ・コム	ボランティアの活動拠点
ぷらざこむ2	541.33 m ²		耐震性不足のため解体済み
フレミラ宝塚	3,146.02 m ²	市	老人福祉センター 大型児童センター
こむの事業所	1,674.39 m ²	(公財)プラザ・コム	認定 NPO 法人こむの事業所 就労継続支援 A 型事業所

(次頁に続く)

6 (公財)プラザ・コム解散及び残余財産等について

設立者、同財団法人の役員や運営ボランティアの高齢化などにより、今後の財団法人運営の方向性について財団法人内で令和3年度(2021年度)に協議した結果、令和4年(2022年)3月12日の財団法人理事会において、財団法人の残余財産の承継等について宝塚市社会福祉協議会へ協議申し入れをすることを決定された。

その後、協議が進む中で、社協単独で受けるのは負担が多めで困難である事がわかり、令和5年(2023年)10月31日付で、同財団法人から市に対しても協議申し入れがあった。

さらに、認定NPO法人こむの事業所に対しても協議申し入れをされたことから、現在、財団法人、宝塚市社会福祉協議会、認定NPO法人こむの事業所及び市で協議している。

区 分	面 積	現所有者	承継後所有者
土地	17,077.87 m ²	(公財)プラザ・コム	市

建 物	面 積	現所有者	承継後所有者
ぷらざこむ1	2,949.15 m ²	(公財)プラザ・コム	宝塚市社会福祉協議会
ぷらざこむ2	541.33 m ²	(公財)プラザ・コム	耐震不足のため解体済み
プレミア宝塚	3,146.02 m ²	市(償還中)	市(償還免除)※1
こむの事業所	1,674.39 m ²	(公財)プラザ・コム	認定 NPO 法人こむの事業所

※1 プレミア宝塚は(公財)プラザ・コムが建設し、建設費用を譲渡代金とし売買契約により市が取得した。市は同財団法人に対し割賦償還(平成14年度(2002年度)から38回)しているが、令和7年度(2025年度)から令和21年度(2039年度)までの15年度分の割賦金総額638,665,594円の償還は免除していただくことで了承を得ている。

こむの事業所

2011年 4月15日完成

障がい等のあるかたの就労を目的に

- ・ 駐車場管理をはじめとするビル管理や清掃
 - ・ レストラン「こむず」などの食事サービス
 - ・ こむの市場
- 等の事業を行っています。

宝塚福祉コミュニティプラザ

すべての人にとって暮らしやすいまちや社会を、市民の力によってつくることを願い、(公財)プラザ・コムによって整備されました。

フレミラ宝塚

2002年3月 31日完成

宝塚市立老人福祉センターと大型児童センターが併設された複合施設です。

高齢者、子どもたち、子育て中のお母さんたちが、ともにふれあい、交流し、学習文化活動に利用されています

ぷらざこむ 1

2002年1月 16 日完成

福祉コミュニティプラザ内にある、ボランティアが集う施設です。

利用者自身(こむ1会)で利用ルールを作り、ボランティアの人たちの力で運営されています。

- 1 階：誰でも使えるスペースです。机と椅子があり、パソコンも無料で利用できます。
使った後は掃除機で清掃してください。

・ (公財)プラザ・コム事務所

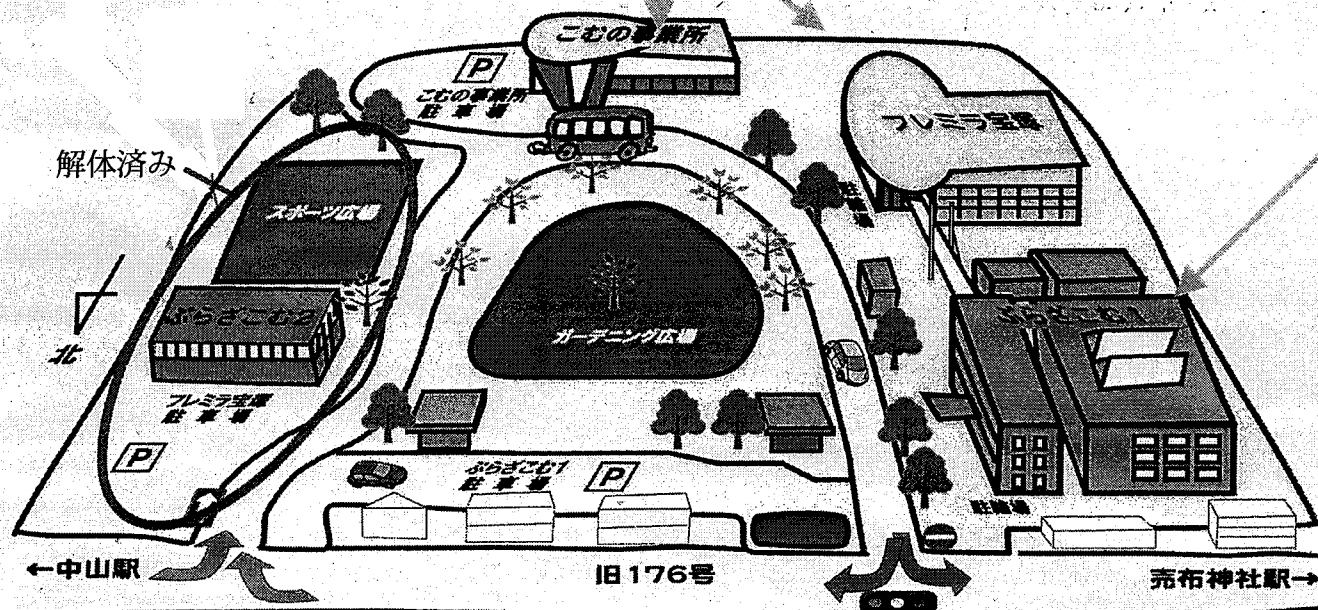
施設管理者である財団の事務所。
ボランティアが受付をしています。

・ 宝塚社協ボランティア活動センター

ボランティア活動に参加したい、グループを立ち上げたい、グループ活動の情報を知りたい、仲間を紹介してほしい、協働して活動したい・・・そんなときはぜひご相談ください。

- 2 階：会議室などがあり、登録しているボランティアグループが利用しています。
まちや社会に貢献する活動をしていますので、利用料はいただいております。

- 3 階：300 人収容の大きな部屋です。
社会的課題に取り組む内容であれば、利用申請を提出し、こむ1会で承認されると利用できます。利用は有料です。



財団、市、社協、こむの事業所の 4 者間で締結する協定書(案)、合意書(案)の主な項目と概要

1 公益財団法人プラザ・コム解散に伴う協定書(案)

第1条(目的)

市、社協、こむの事業所は、財団の理念(「すべての人にとって暮らしやすい街や社会を、市民の力によってつくる」)の実現に積極的に取り組み、「宝塚福祉コミュニティプラザ」を発展させることを目的とし、本協定を締結する。

第2条(理念の承継)

市、社協、こむの事業所は、財団の理念を承継し、理念に基づく事業を行う。

第3条(理念のための協力)

市、社協、こむの事業所は、理念に基づいた「宝塚福祉コミュニティプラザ」の発展のため協力し合う。

2 公益財団法人プラザ・コム解散に伴う残余財産の帰属に関する合意書(案)

第 1 条(目的)

残余財産は、市及び社協並びにこむの事業所が共同して受継ぐこととし、残余財産の帰属に関する基本事項を本合意書に定める。

第 2 条(残余財産帰属の概要)

- ・財団は、令和 7 年(2025 年)3 月 31 日を以て解散し、清算法人がすべての債権債務の解消等を行い、残余財産を確定する。引渡しに要するすべての費用は、財団が負担する。
- ・市は、残余財産であるすべての土地と市に対する債権(プレミア宝塚建物に係る償還金)及び社協とこむの事業所に帰属する財産を除くすべての残余財産を受継ぐ。
- ・社協は、「ぷらごこむ1」建物と付属設備、什器備品・工作物・構築物、市に対する債権を除いた金融資産のすべてを受継ぐ。
- ・こむの事業所は、「こむの事業所」建物と付属設備、什器備品・工作物・構築物のすべてを受継ぐ。
- ・詳細は、残余財産の確定後速やかに、清算法人、市、社協、こむの事業所が協議の上決定する。

第 3 条(承継資産の使用及び維持管理)

- ・市、社協、こむの事業所は、受継いだ資産をそれぞれの責任において使用し、維持・管理をしなければならない。
- ・「ぷらごこむ1」と「こむの事業所」の建物・敷地につき、建物が存続する限り、市は、建物の帰属先である社協とこむの事業所に対し無償貸与する。

第4条(承継資産の処分の制限)

社協とこむの事業所が受継いだ資産を処分する場合は、市の承諾を得なければならない。ただし、減価償却、経年劣化による廃棄等の場合を除く。この処分には、売却や贈与、法人の合併・分割、事業譲渡、抵当権または質権の設定、その他実質に資産の移転とみなされるすべての行為を含む。